

## 平成29年度 第2回瑞穂市障害者計画等策定委員会 会議録

日時：平成29年7月24日（月）午後1時30分～

場所：瑞穂市総合センター5階 第4会議室

### 1 開会

事務局 ただいまより、平成29年度第2回瑞穂市障害者計画策定委員会を開催させていただきます。

（資料の確認）

### 2 あいさつ

《会長あいさつ》

《福祉生活課長あいさつ》

事務局 それでは議事に入らせていただきます。これからの議事進行は会長に議長をお願いします。

会長 議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは初めに傍聴者の申し出はありますか。

事務局 今回、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。

会長 会議録について説明をお願いします。

事務局 （会議録について説明）

事務局 （アンケート調査の修正について説明）

会長 前回の会議でアンケートの内容についていろいろとご質問をいただきましたので、今回修正したものを報告していただきました。

会議録の内容、アンケート調査の修正についてご意見はございませんか。

アンケート調査報告書は公開される予定ですか。

事務局 まだ公開しておりませんが、ホームページに会議録と一緒に公開させていただきます。本日、委員のみなさまにご確認いただき、今月中に公開する予定です。

### 3 議事

会長 それでは**議事（1）計画の体系**について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料1、資料2に基づき説明）

会長 資料1と資料2に基づき説明がありました。ご質問はございませんか。

資料1の左上は「国等の動向・社会的背景」右上が「社会的な問題」となっ

おります。左下が瑞穂市の「充実していることや方針（強み）」と右下が「不足または問題になっていること（弱み）」と4つにわけてSWOT分析をしております。これが資料2とも関係します。左上の「国等の動向・社会的背景」についてご意見はございませんか。ここに関してはよろしいでしょうか。

A委員 5月の定例国会で、地域包括ケアについて地域共生社会の推進を図っていくとして、障がい者と高齢者のサービス連携を強くするよう法体系を整備するということになりました。5月末時点では、これから法体系を整備すると担当の方がおっしゃっていました。このことについて我々は注意をしなければいけないと思います。市内にある介護施設と障がい者施設の連携を図る、協働するということについて、もっと基本計画の中に入れていくべきではないかという思いはあります。先走りますが、資料2の⑥の「2 共生社会の基盤づくり」の中のどこかの項目に、そのことをもう少ししっかりと入れ込む必要があるのではないかと思います。ぜひお願いしたいと思います。

会長 「地域包括ケアの推進」は、高齢者だけではなく障がい者も含めての広い意味での地域包括ケアだと思います。高齢者だけではなく、障がい者ということをももう少し明確にした地域包括ケアの取り組みも含めていろいろなサービスをどのように有効活用できるのか、そういったことも含めてご検討いただきたいと思います。「基本目標」と「推進施策」、資料2の「共生社会の基盤づくり」の中に、地域包括ケアの考え方を少し入れていただけると良いのではないかと思います。

事務局 共生型サービス事業所の関係と認識していますが、高齢者の介護サービス事業所、障がい者の方の障がい福祉サービス事業所というような線引きで区別されてしまっていますが、それぞれが分け隔てなく利用できるような形に持っていこうとしているところです。この中では、「基本目標」としては「共生社会の基盤づくり」ですが、内容では「総合的な生活支援の体制づくり」の保健・医療分野の「医療サービスの充実」と、福祉分野のところの「在宅福祉サービスの充実」と「生活の場の確保」の辺りと関連が深いのかと思います。国の施策ということで、瑞穂市においても非常に重要になってくると思いますので、施策の中に反映させるようにしていきたいと思います。

会長 前回、瑞穂市の関連計画で、老人福祉計画と、地域福祉計画の整合性を出していくということでした。その辺り、他の計画との整合性をもう少し記載いただけると良いと思います。

資料1の「社会的な問題」ということで「少子高齢化の急速な進展」というところから「地震等災害時における障がい者支援に関する関心の高まり」まで9項目になります。これらは瑞穂市に限らず社会的な課題となっていますが、これについてはいかがでしょうか。これは瑞穂市でも抱えている問題といってもよいと思います。充実していることについては、「生産年齢人口等の比率が高い」という

こともありますし、次の「市内に就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）及び生活介護の事業所が新たに開設された」ということが挙げられます。瑞穂市でも事業所が非常に増えてきておりますし、少しずつ瑞穂市内の体制が整いつつあるのかと思います。また、福祉教育、ボランティア活動も約7割の人が参加したいと考えているということで、非常に前向きな人が多いと思います。

「不足または問題になっていること」については9項目記載があります。内容について、さらにこういった問題点があるということで、ご意見はございませんか。

**B委員** 岐阜本巣特別支援学校で先日「事業所を知る会」を開催しました。近隣の施設、事業所の人たちに直接来ていただき、小学部から高等部のお母さんたちが各事業所の方からその事業所の実態やどのような仕事をしているのかなどのお話を聞きました。見学に行きたい方は、そこで事業所の方と打ち合わせをして見学に行くといったことを去年から行っています。今年は2回目で大々的に行いました。岐阜特別支援学校などからも保護者さんたちをお呼びし、31事業所の方に来ていただきました。瑞穂市からは4つの事業所の方に来ていただきお話を聞かせていただきました。私も個人的にお話を聞かせていただきましたが、生活介護はいっぱい、どちらかというと就労継続支援B型は少し余裕があるとのことでした。それはどうしてですかと聞くと、その子の特性に合わせたものを探そうとしても市内には事業所が限られているので、結局の他の市町に行くしかないということでした。その子の特性、特にB型はアセスメントが必要なのでアセスメントがないとB型支援事業所には勤められないし、そのときに数が少ないのでうちの子どもには合わないということで、岐阜市や他の市に連れていくしかないという現状があるというお話を聞きました。実習に行くにも就労するにもどのような子どもは受け入れにくいですかという質問をしたら、やはり他虐行為をする子どもが仕事をするのはなかなか難しいということでした。瑞穂市では、他虐行為や強度行動障がいの子たちについてどのような対応をされているのでしょうか。そういったことは書いてありません。そういった子どもたちは行き場がないのですが、どのように対応されるのでしょうか。

**事務局** 瑞穂市内の事業所数は岐阜市に比べて多くないので、強度行動障がいのある子どもについては今の瑞穂市内の事業所では受け入れが難しいのが現状です。現段階では、岐阜市のようにたくさん事業所がある中で体制が整っているところに相談員さんを通じてつなげていくというところではあります。

**会長** 「充実していることや方針」の中では、「就労継続支援A型、B型及び生活介護の事業所が新たに開設されたことにより、利用者、利用時間とも大幅な伸びを示している」とあります。これが強みとしてはあるのですが、今のご指摘のように、特にB型の障がいの特性にあった仕事の選択肢が十分ではないということでした。

すぐというわけにはいかないと思いますが、この「基本目標」、「推進施策」の中に、もう少し通所施設を中心としたサービスの充実を図れるように書き込んでいただきたいと思います。項目としては「共生社会の基盤づくり」の雇用・就業分野のところの「多様な雇用・就労の促進」、「就労定着支援」になると思います。支援学校の生徒さんが就労の場として必要なことだと思えます。ぜひご検討いただければと思います。

C委員 私たちのように障がいの施策に携わっている者や障がいの家族や施設の方はそういったことを一生懸命考えます。市民の皆さんはそういった施設であることを知っているのでしょうか。一部の人しか知らないのではないかと思います。小学校や中学校では障がいについて学ぶ機会がありますが、卒業してしまうと興味はなくなるのではないかと思います。発達障がいはどういったものかということがよく取り上げられていますが、もう少し市民に対しての教育が必要だと思えます。いくら良い施設ができて、共生社会の中で地域のみなさんと一緒になって暮らしていきましようといっても、市民が分かっているか受け入れができないと思えます。広報・啓発についても考えていかないと一部の人のものになってしまう気がします。

会長 障害者差別解消法の合理的配慮など、まだまだ、広報・啓発活動をしっかりとやっていかないといけません。市の広報や障害者自立支援協議会がありますが、そこを使ってもう少し啓発活動をいろいろな観点から行っていただきたいと思います。施策や計画を市民の方が見たときに、分からないことが多いと思えます。そこを何とかしないと推進施策の展開も難しいと思えます。

B委員 前回、「広報みずほ」に特別支援学校のことがなかなか載らないというお話をさせていただきました。岐阜本巣特別支援学校は今年開校 10 周年なので、「こよみのよぶね」に参加します。デザイナーの方がリーダーシップをとって大きな行灯船にとりつけ長良川に流すもので、岐阜本巣特別支援学校は 10 周年にちなんで数字の「10」の行灯を作ることになりました。それを広報に載せていただけないかという話をしましたら是非ということで取材に来ていただきました。広報でいろいろな方に見ていただけると思えます。取材のときに、岐阜本巣特別支援学校の子どもたちは居住地校交流を行っていますと話しましたが、ご存じありませんでした。特別支援学校に通う子は、地元の小学校にも籍があるということを知らないということでしたので、居住地校交流についても地元の小学校と、地元に住みながら特別支援学校に通っている子どもたちの交流なので、ぜひ広報に掲載してもらえませんかとお願ひしました。地域の話は広報に載せるのが一番だと思います。地域とのつながりにもなりますし、みんなで共生社会を築くという瑞穂市のPRにもなると思えます。今回、掲載していただけることになったので、発信できることはぜひしたいと思えます。ぜひこうやってつながっていただければ

と思います。

D委員 重点課題の5番目の災害時の避難行動要支援者名簿についてです。避難行動要支援者名簿は各自治会長に渡すようになっていると思いますが、去年は配っていないということです。前向きに出す方向で検討していますということでしたが、障がい者要支援名簿は申告して福祉生活課でまとめてあるのですか。

会長 避難行動要支援者名簿については、資料1の⑤にあります。この名簿の取り扱いについてはどうなっているのでしょうか。以前、そのようなお話があったと思います。

事務局 避難行動要支援者名簿については、以前まではご本人からの申請に基づき作成するという方法でした。昨年度、防災担当の総務課、障がい福祉担当の福祉生活課、高齢福祉担当の地域福祉高齢課など関係課が集まりました。高齢者については全員載せること、また障がいの手帳をお持ちの方も全員載せるというように基準を決めました。名簿自体は総務課のほうで取りまとめて作成してあります。後は、本人さんに同意書を送り、その中で、平常時から情報を地域の方に提供してよいかという確認をとる作業を進めるという段階になっております。

会長 ボランティアセンターの運営体制や支援体制の充実が必要です。これについては瑞穂市としてマニュアルをつくるのでしょうか。自治会や民生委員さん、いろいろな方の協力が必要です。そこは手順をしっかりと決めておかないと難しいと思います。

A委員 災害ボランティアのトレーニングやマニュアルは、社協さんが準備をされて運営されています。

会長 それも踏まえてうまく活用していただけたらと思います。推進施策のところ具体的に内容を挙げていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

E委員 修正版のアンケート調査をいただきましたが、避難行動要支援者名簿に対して名前を載せたいと思わないという方もいらっしゃいます。家族で支えていて、何かあったときには家族がいるからそれで良いという現状もあり、そこで足止めされている気がします。そういったことがある中で、いちばん力を入れて行わなければいけないところは、「啓発・広報」ではないかと思います。丁寧な理解がなされるような啓発や広報活動が必要だと思います。

会長 いかがでしょうか。かなり突っ込んだ対策も含めて考えていかなければと思います。

事務局 具体的な施策をということですが、今回資料2のほうで基本目標1の相談・情報・提供の分野の中で「情報提供」があります。また、基本目標3の啓発・広報のところ「障がいを理由とする差別の解消の推進」、「福祉教育の推進」を入れております。先ほどご意見もございましたが、大人より子どもの方が障がいを学

ぶ機会に恵まれていて教育が進んでいます。地域への啓発・広報、当事者さんへの説明、例えば、避難行動要支援者名簿についてもこういったものですよという丁寧な説明をしていくというのは非常に大切だと考えております。災害時には障がい者の方や高齢者の方は特に配慮が必要な状態になりますので、関係課と連携しながら地域の見守り体制の構築についてもステップを踏んで具体的な施策として進めていきたいと考えております。

F委員 高齢者や障がい者が名簿に名前を載せなくてもよいといわれるのは、家族がいるからというところが主な要因だと思います。あなたはいつも家族と一緒にじゃないんですよ、一人のときに災害にあった場合も考えてくださいというような事柄を付け加えてアンケートをとると、名簿に載せたいという人も増えると思います。家族がいるからという先入観をまず無くしてアンケートをとればよいと思います。また、障がい者の就労支援に関わることですが、法定雇用率があります。瑞穂市の場合、法定雇用率は2.3%くらいだったと思いますが、現在瑞穂市は法定雇用率が守られていますか。

A委員 法定雇用率は守れています。

会長 資料1に「重点課題」が5項目あります。これは前回6月の会議の際には4項目でした。③が「将来への不安をもつ障がい者も多く、親亡き後の体制づくりや、地域への移行も踏まえ」という項目が新しく増えております。特にカッコのところが具体的な内容の項目が入っている状態です。重点課題についてはいかがでしょうか。

G委員 合理的配慮ですが、資料1「国等の動向」のところに「合理的配慮の不提供の禁止」その後「努力義務」とあります。合理的な配慮をするのは行政の義務ということですが、民間企業が努力義務になっているので大丈夫かなと思います。今の重点課題の②の「就労支援」で、働くところが民間企業ですと、合理的配慮をしると強くいえないのではないかと思います。どう具体的に合理的配慮の促進を進めるか考える必要があるのではないかと思います。

また、合理的配慮をしないという「社会的障壁」をなくす取り組み、どちらを優先すべきかという問題もあると思います。法律上の「努力義務」でよいということが足かせになるのではないかという懸念を抱いております。どうしたらよいかはわかりませんが、考えていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。合理的配慮についての解釈は難しいところです。企業の合理的配慮については「努力義務」とは書いてありますが、促進をするという方向でよいと思います。具体的な施策を考えていただければと思います。

重点課題④については、子どもが中心になります。「療育支援センターを中心に」という文言が新しく入っております。また「保育」という言葉も入っております。ライフステージに応じた切れ目のない支援ということで、挙がっております。こ

こについてはいかがでしょうか。

H委員 健診や保育園については、SOSを出している人の支援につながってきていると思います。ただ本当に支援を求めない、介入を求めないという人もたくさんいらっしゃいます。早い時期に発見されたのに、自分の子どもは問題ないというように思われる方に必要以上の介入をしすぎても誤解を招くところがあります。その辺については誰が根気よく対応をすると良いのだろうか、と思います。例えば療育センターまでは行きたくないけれど、保健センターの保健師、あるいは保育園の先生に相談できればそれで良いというお考えもあります。療育という流れに乗っている子どもたちは比較的連携を図りサポートしていくことは可能です。そこに乗っていない子どもたちや保護者をどこかの支援者が支えてあげられるようになるるとよいと日々思っております。障がいのはっきりしていないとレッテルを張られたなどと言われることがあります。そういった責任を負えない現実があるので言葉の出し方や伝え方は慎重に丁寧にしていかなければいけないと思います。ただ、SOSが出たときには、横のつながり、縦のつながりを大事にサポートに努めていきたいと思います。

また、避難行動要支援者名簿の件ですが、私も支援者側になっていたのですが、弟が50代で交通事故に遭い、うつ病になりました。支援者側から当事者側の家族になったときに、やはり支援者側は一生懸命支援をしたいと思っても、親としては恥ずかしいと思う人もいます。町内の班長が回ってくる時などにも、どのように伝えようかと思ったり、ほとんどのご家族は隠したいと思ったり感じます。表札も以前より減っている時代になっているので、一軒一軒のご家族の構成も分かりにくくなっています。うちの子はうつ病になっていて引きこもっていたけれど、今はA型の事業所に通っているといったことが言える人であればSOSを出せますが、そうでない方をどうサポートしていくかということに手をかけていくことが大事だと思います。赤十字などは家の玄関にシールを張りますが、そういったカードをつくり災害時にヘルプカードとして活用できないでしょうか。そのカードが貼ってある家にはお声をかけさせていただきますといった利用の仕方を考えていただきたいと思います。

B委員 初めて発達障がい分かるのが2歳、3歳で、3歳までは障がい名がつかないといわれておりましたが、今はもう少し早くからつくようになっております。ただ病院はとて敷居が高いですし、療育センターは昔に比べると敷居は低くなりましたがそれでも療育センターに行きなさいと保健師さんから言われると保護者はとても傷つきます。最初に指摘するのは保健師さんですが、保健師さんの言い方に傷ついた方はたくさんいらっしゃいます。私もとても傷つきました。なぜこんな言い方をされなければいけないのかと思い、泣きながら療育センターに電話しました。「この子はおかしい」といった言い方をされて傷つきましたし、療育セ

ンターに連絡しなさいと言われても意味が分かりませんでした。こういったところがおかしいから療育センターに行ってくださいと言われて連絡しても、嘘をつくお母さんがたくさんいます。引っかけたくないし言われたくないので、寝られていないのに寝られています、食べていないのに食べていますと嘘をつきます。そうすると実情は分かりません。結局、保育園の集団生活に入って馴染めなくなり、また先生に言われて傷つきます。早期発見、早期治療で、子どもはいろいろな経験を積んで成長をしていきますのでとても大切なことだと思います。ただ、保健師さんの指導は誰がされているのでしょうか。私は直接療育センターに通っていたので、療育センターはどのようなところか、どのような相談ができるのか、どんなことを教えてもらうのかといったことをよく聞かれます。敷居は高くないからおいでとか、何にもなければそれでよいから一度来てみたらよいという話をしますが、最初の保健師さんの対応が大切だと思います。療育センターを薦めるのも保健師さんなのにそこでつまずいてしまいます。その辺についてもう少し指導していただきたいと思います。

H委員 確かに、相談におみえになった方がいろいろな発言によって傷ついたというお話を聞きます。反対に保健師さん側は、その気づきを伝えたいという思いがあります。気づいたときに気づいたことを伝えないと、後でお母さんがあの時なぜ言ってくれなかったのかと思われると思います。伝える言い方ですが、幼児期の行動にはどの子どもにもありそうだけれど、今はそのことはしないかなという加減があります。その辺のところの説明が大変難しい部分ではあります。「おかしい」といった表現になってしまい相手を傷つけてしまうのが現状だと思います。私の発言の中でも傷ついている人がいたりするので、本当に難しいところがあります。幼稚園や小学校に行くようになると、保護者は評価というものを視覚的に見て自分で気づきますし、1歳半前後で言葉が遅い、言葉が出ていないというように、明らかに目に見える部分については分かりやすいのですが、行動などについては元気の良い子どもだということもあるので、伝え方や説明の仕方は丁寧に行わなければいけないと感じているところです。以前よりは丁寧になりましたし、臨床心理士を入れたりして自分たちから直接言うばかりではなくなりました。また、経過を見るという形でやり方を考えているという印象は受けます。

会長 資料1の「充実していることや方針」の中に「保育所を教育委員会管轄とし保健師を配置する」といったことがあり相談体制が整っているということですが、中身については問題があるのかもしれない。相談支援の中身も含めて充実させていくということで、相談支援のネットワークで、保健師と療育センターの中での連携をとるといったことはありませんか。もう少し専門性の高い人が相談を受けるといったことも含め、連携を行うとよいのではないのでしょうか。平成30年度の障害福祉計画の中には挙がっていませんか。



事務局 障害福祉計画に盛り込む形で策定を考えております。具体的なものは固まっておりますが、障害者計画、障害福祉計画、そして障害児福祉計画と3本立てで考えております。

会長： ③「基本理念」は、「心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして」ということです。これについては文言を変えたほうがよいといったご意見はございませんか。よろしいですね。

④主な法令、法律等の状況、⑤国の方針やアンケート等からの重点課題についてはこれでよいですね。

⑥の「基本目標」については「1 総合的な生活支援の体制づくり」、「2 共生社会の基盤づくり」、「3 すべての人にやさしいまちづくり」となっております。こちらもこれでよろしいですね。

⑦の「分野」については、それぞれの項目があり、⑧が「推進施策」ということで、下線が重点ポイントになっております。ここについてはいくつか追加事項や検討事項が挙がっております。⑧についてご意見はございませんか。

気になるところは、福祉人材の育成です。「すべての人にやさしいまちづくり」の中の「啓発・広報」に、「福祉教育の推進」、「ボランティア活動の推進」とありますが、福祉人材の養成をしていかなければそこを担う人がいません。施設については増えておりますが、マンパワーが足りていない現状があります。支える人材をどうするかということもぜひこの中に入れていただけるとよいと思います。

A委員 先ほど委員さんたちからのお話から見えてくるのは、障がい者がいることをきちんと認識されていない、または障がい者がいることを隠そうとする人たちがいるということです。そういったところに我々は正面から向き合わなければいけません。そのためには、実態をたくさん明らかにすることだと思います。発達障がいについて、今日の新聞に載っていましたが、6%いるということです。30人のクラスであれば2人は発達障がいの子どもがいると書いてありました。そういった実態を赤裸々に我々が世間の中に出していかなければいけません。障害者計画の中から発信していかなければいけないと思います。先ほどから、「広報・啓発」についてご意見が出ておりますが、そこだと思います。アンケートや今のご意見の中でも切実な話がたくさん出てきました。やはり我々が行っている活動、また実態を世間の中に明らかにしていくことが広報活動だと思います。「啓発・広報」の中で具体的に出していかなければいけないと思います。実態を明らかにすれば、いろいろな支援や理解が得られると思いますので、ぜひ今回の障害者計画の中に具体的な内容を入れていただきたいと思います。

会長 今回のアンケートで、65歳以上は介護保険対象ということでアンケートから省きましたが、実際は障がい者の高齢化の問題があります。今回は大きく触れていませんが、「保健サービスの充実」、「医療サービス・リハビリテーションの充実」

が高齢障がい者のニーズだと思います。これはあまり変わっていませんが、ご意見はございませんか。

D委員 市の身体障害者福祉協会の高齢化率は8割以上です。アンケートでは対象外でしたが、高齢の障がい者の思いも汲み取っていただきたいです。

会長 他にはいかがでしょうか。

次回は、障害者計画と障害福祉計画を併せたものが出ますので、より具体的に話し合うことができると思います。委員さんには資料を持ち帰っていただいて、ご意見があれば事務局のほうにご連絡いただきたいと思います。次回の委員会で反映できるようお願いしたいと思います。

それでは、議題のほうは終わらせていただきます。

事務局 長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。以上をもちして、本日の委員会を閉会させていただきます。

#### 4 閉会